

○総務省令第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十六条及び第四百四十五条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百四十七号）第二十一条の規定に基づき、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）を実施するため、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう  
に改める。

改正後	改正前
<p>(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区等の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(指定関係投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第十五条の三 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第十七条の四 法第四十一条第七項、第四百二十二条第十項、第四百三十三条第十四項若しくは第四百四十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党若しくは同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項(令第九十九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第一百十条の二第二項(令第一百十条の三及び第二百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第七十七条の六において同じ。)、若しくは第九十条の四第一項又は第一百一十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合)は、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項、第一百十条の二第二項若しくは第一百十条の四第一項又は第一百一十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。</p> <p>[2 同上]</p> <p>3 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。</p> <p>[4・5 同上]</p> <p>(指定関係投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第十五条の三 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第十七条の四 法第四十一条第七項、第四百二十二条第十項、第四百三十三条第十四項若しくは第四百四十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項(令第九十九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第一百十条の二第二項(令第一百十条の三及び第二百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第七十七条の六において同じ。)、若しくは第九十条の四第一項又は第一百一十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合)は、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第九十九条の四第一項、第九十九条の七第一項、第一百十条の二第二項若しくは第一百十条の四第一項又は第一百一十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。</p> <p>[2 同上]</p>

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）  
（第十条の七関係）  
ネS1

<p><b>【必要事項記載部分】</b> 【1. ～ 4. 略】</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b> 【略】</p> <p>（切り取り線）</p> <p>フリック送信時の 用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
---	---

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第 59 条の6 第8項の請求を受けた場合において、船員の数2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記 1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）  
（第十条の七関係）  
ネS1

<p><b>【必要事項記載部分】</b> 【1. ～ 4. 同左】</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b> 【同左】</p> <p>（切り取り線）</p> <p>フリック送信時の 用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
---	--

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第 59 条の6 第8項の請求を受けた場合において、船員の数2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記 1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

<p><b>【必要事項記載部分】</b> [1. ～ 4. 略]</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b> [略]</p> <p>( ) 切り取り線</p> <p style="text-align: center;">フアクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p>※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
---	--

(切り取り線)

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第 59 条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記 1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

<p><b>【必要事項記載部分】</b> [1. ～ 4. 同左]</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b> [同左]</p> <p>( ) 切り取り線</p> <p style="text-align: center;">フアクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p>※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
---	---

(切り取り線)

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第 59 条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記 1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

<p>【必要事項記載部分】 [1. ～ 4. 略]</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____</p>	<p>【投票記載部分】 [略]</p> <p>(切り取り線)</p> <p>フアクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p>※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
--	---

【注意事項記載欄】  
[1・2 略]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記1②③及び2②①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

【備考 略】

第十三号様式の九の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式) (第十条の七関係)

【様式 略】  
【備考 略】

<p>【必要事項記載部分】 [1. ～ 4. 同左]</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 _____</p>	<p>【投票記載部分】 [同左]</p> <p>(切り取り線)</p> <p>フアクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p>※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。</p>
--	--

【注意事項記載欄】  
[1・2 同左]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記1②③及び2②①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

【備考 同上】

第十三号様式の九の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式) (十条の七関係)

【様式 同上】  
【備考 同上】





その三  
何年何月何日  
行

何選挙期日前投票所投票帳

1	期日前投票年月日	何年何月何日			
2	期日前投票所設置の状況	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)			
1)	期日前投票所設置場所	何年何月何日から何年何月何日まで			
2)	期日前投票所を設ける期間	何市(区)役所(何町村役場)	何年何月何日から何年何月何日まで	職務時間	職務代理(管理)者氏名
3	投票管理者	氏名	選任年月日	午前何時～午後何時	午前何時～何時 事由何々
4	投票立会人	受派氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻
1)	市区町村の選挙管理委員会 の選任した者			午前何時～午後何時	参会時刻
2)	投票管理者の選任した者			午前(後)何時何分	職務の時刻及び理由
				(参会時刻)	
5	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖	投票者	仮投票による投票者
6	投票の状況	(男)	(女)	(計)	
1)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)		
2)	決定書又は判決書により 投票をした者	(氏名)			
3)	不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者	(氏名)			
4)	点字により投票をした者				
5)	代理投票	選挙人(氏名)	補選(氏名)	期(氏名)	者(氏名)
		代理投票者数			
6)	投票拒否の決定をした者	法第50条の投票の拒否	選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
		法第49条の代理投票の拒否			
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人

何年何月何日開票

投票管理者(職) 氏名  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

- 備考
- この様式は、期日前投票所における投票帳の様式である。
  - 選挙人の氏名のみを記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
  - 職務時間欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際に行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
  - 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務代理者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理者であることを記載すること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の期又は立会時間又は投票立会人が職務をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
  - 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る事項を添付すること。
  - 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の開票時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

その三  
何年何月何日  
行

何選挙期日前投票所投票帳

1	期日前投票年月日	何年何月何日			
2	期日前投票所設置の状況	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)			
1)	期日前投票所設置場所	何年何月何日から何年何月何日まで			
2)	期日前投票所を設ける期間	何市(区)役所(何町村役場)	何年何月何日から何年何月何日まで	職務時間	職務の時刻及び理由
3	投票立会人	受派氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻
1)	市区町村の選挙管理委員会 の選任した者			午前何時～午後何時	午前(後)何時何分事由何々
2)	投票管理者の選任した者			午前(後)何時何分	職務の時刻及び理由
				(参会時刻)	
4	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖	投票者	仮投票による投票者
5	投票の状況	(男)	(女)	(計)	
1)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)		
2)	決定書又は判決書により 投票をした者	(氏名)			
3)	不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者	(氏名)			
4)	点字により投票をした者				
5)	代理投票	選挙人(氏名)	補選(氏名)	期(氏名)	者(氏名)
		代理投票者数			
6)	投票拒否の決定をした者	法第50条の投票の拒否	選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
		法第49条の代理投票の拒否			
6	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人

何年何月何日開票

投票管理者(職) 氏名  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

- 備考
- この様式は、期日前投票所における投票帳の様式である。
  - 選挙人の氏名のみを記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の期又は立ち会つた時間又は投票立会人が職務をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
  - 投票立会人を交替した場合においては、引継ぎに係る事項を添付すること。
  - 署名をする投票立会人は、期日前投票所の開票時刻において選任されている投票立会人とする。この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。



<p>第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）</p> <p>不在者投票に関する<u>調査</u></p> <p>何投票区</p> <p>[表 略]</p> <p>何年何月何日調製</p> <p>何市（区）（町）（村） 選挙管理委員長 氏 名 印</p> <p>[備考 略]</p>	<p>第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）</p> <p>不在者投票に関する<u>調査</u></p> <p>何投票区</p> <p>[表 同左]</p> <p>何年何月何日調製</p> <p>何市（区）（町）（村） 選挙管理委員長 氏 名 印</p> <p>[備考 同上]</p>
<p>第三十号様式（公証調書の様式）（第二十二条関係）</p> <p>[1 略]</p> <p>2 支出簿</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[1～8 略]</p> <p>9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ピラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の<u>作成又は政見放送のための録画等</u>に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>[10 略]</p> <p>第三十一号様式（選挙簿の様式）（第二十三条関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>備考</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ピラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の<u>作成又は政見放送のための録画等</u>に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。</p> <p>[4～7 略]</p>	<p>第三十号様式（公証調書の様式）（第二十二条関係）</p> <p>[1 同上]</p> <p>2 支出簿</p> <p>[表 同左]</p> <p>備考</p> <p>[1～8 同左]</p> <p>9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ピラ若しくはポスターの作成、<u>又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの</u>）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>[10 同左]</p> <p>第三十一号様式（選挙簿の様式）（第二十三条関係）</p> <p>[様式 同上]</p> <p>備考</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ピラ若しくはポスターの作成、<u>又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成、政見放送のための録画等</u>に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。</p> <p>[4～7 同左]</p>

選挙 第廿〇 [ ] の記載は如此である。

(最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正)

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則(昭和二十三年総理府令第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記(投票録様式)

その1 年 月 日 最高裁判所特別国民審査投票記録簿

Table with columns for election details, voter information, and results. Includes sections for '投票管理者の選任', '投票の状況', and '投票管理者の選任'.

備考 1 この欄は、投票所における投票録の様式である。 2 指定投票区長(又は指定投票区長等)の職名又は指定投票区長(又は指定投票区長等)の氏名は、この欄に記載する。...

別記(投票録様式)

その1 年 月 日 最高裁判所特別国民審査投票記録簿

Table with columns for election details, voter information, and results. Includes sections for '投票管理者の選任', '投票の状況', and '投票管理者の選任'.

備考 1 この欄は、投票所における投票録の様式である。 2 指定投票区長(又は指定投票区長等)の職名又は指定投票区長(又は指定投票区長等)の氏名は、この欄に記載する。...



その三  
何年何月何日  
最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票記録

1	期日前投票年月日	何年何月何日
2	期日前投票所投票の状況	何市 (区) 役所 (何町村役場) (何の場所)
2	(1) 期日前投票所投票の状況	何年何月何日から何年何月何日まで
	(2) 期日前投票所における審議の期日	
3	投票管理者	氏名 選挙年月日 職務時間 参事時刻 職務交代管理した者の氏名等
4	投票立会人	参 派 氏 名 選挙年月日 立会時間 参事時刻 職務の種別及び理由
1	(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人となつた者	午前何時～午後何時 午前何時～午後何時 午前(後)何時何分事由何々
	(2) 投票管理者の選任した者	(参事時刻)
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始 午後 何時閉鎖 (参事時刻)
6	投票の状況	(男) 投票 票 返投票による投票者 (女) 投票 票 (計)
1	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)
	(2) 決定書又は封検書により投票をした者	(氏名)
	(3) 不在者投票の用紙及び封検書をした者	(氏名)
	(4) 点字により投票をした者	(氏名)
(5) 代理投票	審 査 人 補 助 者 人	審 査 人 (氏 名) 補 助 者 (氏 名) 人
	代理投票者数	投票立会人 投票立会人
(6) 投票拒否の決定をした者	国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否 国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否	拒否の事由 投票者の有無
7	期日前投票所事務担当者	総数 何人 内 1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人

何年何月何日開票 投票管理者 (職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
  - 審査人の氏名のみを記載する場合は、審査人を確認することが必要である場合は、(住所等を記載して) 記載することができるようにすること。
  - 「職務時間」欄には、投票管理者が交番することになっている場合において選任の原簿を記載することとされた期間又は投票管理者が交番し、若しくは投票管理者が交番した場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
  - 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が交番した場合には、投票管理者が交番した者又は投票管理者及び職務交代管理した者の氏名、職務交代及び管理をすることとされた事項を記入すること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交番することとしている場合において選任の原簿にのみ記載した者又は投票立会人が実際に立会した場合は、投票立会人が実際に立会した時間を記載すること。
  - 投票管理者又は投票立会人を交番した場合には、引継ぎに係る投票管理者及び投票立会人とする。
  - 署名をする投票立会人は、期日前投票所の開閉時において選任されている投票立会人とする。
  - この様式に掲げる事項のほか、審議と認められる事項の記載については、その一の備考 11 に掲げる。

その三  
何年何月何日  
最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票記録

1	期日前投票年月日	何年何月何日
2	期日前投票所投票の状況	何市 (区) 役所 (何町村役場) (何の場所)
2	(1) 期日前投票所における審議の期日	何年何月何日から何年何月何日まで
	(2) 審議の期日	
3	投票立会人	参 派 氏 名 選挙年月日 立会時間 参事時刻 職務の種別及び理由
1	(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人となつた者	午前何時～午後何時 午前(後)何時何分事由何々
	(2) 投票管理者の選任した者	(参事時刻)
4	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始 午後 何時閉鎖 (参事時刻)
5	投票の状況	(男) 投票 票 返投票による投票者 (女) 投票 票 (計)
1	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)
	(2) 決定書又は封検書により投票をした者	(氏名)
	(3) 不在者投票の用紙及び封検書をした者	(氏名)
	(4) 点字により投票をした者	(氏名)
(5) 代理投票	審 査 人 補 助 者 人	審 査 人 (氏 名) 補 助 者 (氏 名) 人
	代理投票者数	投票立会人 投票立会人
(6) 投票拒否の決定をした者	国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否 国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否	拒否の事由 投票者の有無
6	期日前投票所事務担当者	総数 何人 内 1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人

何年何月何日開票 投票管理者 (職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
  - 審査人の氏名のみを記載する場合は、審査人を確認することが必要である場合は、(住所等を記載して) 記載することができるようにすること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交番することとしている場合において選任の原簿にのみ記載した者又は投票立会人が実際に立会した場合は、投票立会人が実際に立会した時間を記載すること。
  - 投票立会人を交番した場合には、引継ぎに係る投票管理者及び投票立会人とする。
  - 署名をする投票立会人は、期日前投票所の開閉時において選任されている投票立会人とする。
  - この様式に掲げる事項のほか、審議と認められる事項の記載については、その一の備考 11 に掲げる。

(在外選挙執行規則の一部改正)

第三条 在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

その一  
何年何月何日  
何年何月何日

何選挙区		何選挙区		何選挙区	
1 投票所開設場所	何市(区)役所(何町(村)役場) (何の番号)	年	月	日	日
2 投票所の変更	氏名	選任年月日	職務	時刻	時刻
3 投票管理者	氏名	選任年月日	立会時刻	開票時刻	開票の時刻及び理由
4 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時刻	開票の時刻及び理由	開票の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会 の選任した者	氏名	選任年月日	立会時刻	開票の時刻及び理由	開票の時刻及び理由
(2) 投票管理者の選任した者	氏名	選任年月日	立会時刻	開票の時刻及び理由	開票の時刻及び理由
5 投票所開閉時刻	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分
6 投票箱、投票紙及び選挙人名簿を投票管理者に送致すべき投票立会人	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
7 投票の状況	選挙人名簿数	選挙当日有権者数	投票者数	投票による投票者数	投票による投票者数
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(4) 点字により投票をした者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(5) 代理投票	選挙人(氏名)	補助者(氏名)	助者(氏名)	投票者(氏名)	投票者(氏名)
(6) 投票所特設の特別法で投票管理者の受けた公職選挙法第40条の投票	代理投票を受けた者(氏名)	投票者(氏名)	投票による投票者数	投票による投票者数	投票による投票者数
(7) 投票拒否の決定をした者	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由
8 在外選挙人の投票の状況	投票所における投票者(在外選挙人に限る。)	不在者投票者(在外選挙人に限る。)	在外投票者	在外投票者	在外投票者

改正前

別記

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

その一  
何年何月何日  
何年何月何日

何選挙区		何選挙区		何選挙区	
1 投票所開設場所	何市(区)役所(何町(村)役場) (何の番号)	年	月	日	日
2 投票所の変更	氏名	選任年月日	職務	時刻	時刻
3 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時刻	開票時刻	開票の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会 の選任した者	氏名	選任年月日	立会時刻	開票時刻	開票の時刻及び理由
(2) 投票管理者の選任した者	氏名	選任年月日	立会時刻	開票時刻	開票の時刻及び理由
4 投票所開閉時刻	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分	午後何時何分
5 投票箱、投票紙及び選挙人名簿を投票管理者に送致すべき投票立会人	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
6 投票の状況	選挙人名簿数	選挙当日有権者数	投票者数	投票による投票者数	投票による投票者数
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(4) 点字により投票をした者	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(5) 代理投票	選挙人(氏名)	補助者(氏名)	助者(氏名)	投票者(氏名)	投票者(氏名)
(6) 投票所特設の特別法で投票管理者の受けた公職選挙法第40条の投票	代理投票を受けた者(氏名)	投票者(氏名)	投票による投票者数	投票による投票者数	投票による投票者数
(7) 投票拒否の決定をした者	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由	投票拒否の理由
7 在外選挙人の投票の状況	投票所における投票者(在外選挙人に限る。)	不在者投票者(在外選挙人に限る。)	在外投票者	在外投票者	在外投票者

(1) 投票開始の時刻までに投票用紙の受けた公職選挙法第48条の投票	票 内		票 外		票 内		票 外	
	票	票	票	票	票	票	票	
投票総数								
不受理の決定を受けた者								
不受理又は拒否の決定を受けた者								
代領投票の拒否の決定を受けた者								
投票総数								
不受理の決定を受けた者								
不受理又は拒否の決定を受けた者								
代領投票の拒否の決定を受けた者								
(3) 備 考								
9 投票所事務担当者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	内	2 市区町村の職員	何人
				3 その他の者	何人			

我々は、この投票結果が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者 (職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この形式は、投票所における投票の形式である。
  - 指授票区若しくは指授票外投票区である場合は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「向投票区」に記入して記載しなければならない。
  - 選挙人の氏名のみを記載して選挙人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにしなければならない。
  - 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の項目までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
  - 「7 投票の拒否」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の拒否を記載しなければならない。
  - 「7 投票の拒否」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数として投票用紙の総数を記載しなければならない。
  - 「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、在外選挙人の投票者の総数、不在投票者の総数及び在外投票者の総数を記載しなければならない。
  - 「9 在外選挙人について、指授在外選挙票区」の投票所において、投票用紙交付者、決定書又は排他書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代領投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8」欄から「10」欄までは「7」欄の記載方法に準じて、記載しなければならない。
  - 「10」欄の「不在者」欄は、投票用紙交付者、決定書又は排他書により投票をしたこととされた期間又は投票管理者に事務があり、若しくは投票管理者が交付した場合はその投票管理者が選挙の用紙及び封筒を返還して投票したこと、投票管理者に事故があり、若しくはこれらの者が共に交付した場において職務代理者が職務を行ったとき、投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に交付した場において職務代理者が職務を行ったとき、職務代理者が職務を行ったとき、投票立会人を交番することとしている場合において選挙の成立も含むこととされた期間又は投票立会人が職務をした場合にその選挙立会人が選挙に立ち合った期間を併記しなければならない。
  - 署名をする投票管理者は投票立会人である。署名の期間において署名されている投票管理者及び投票立会人とする。ただし、職務代理者が自ら当該選挙区に属する選挙人とした場合は「7」欄の「不在投票者」欄及び「7」欄の「不在投票者」欄に記載しなければならない。
  - 法第53条第1項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
  - 法第53条第2項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
  - 法第53条第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
  - この形式に掲げる事項のほか、投票管理書において、投票に關し要と認めらるる事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(1) 投票開始の時刻までに投票用紙の受けた公職選挙法第48条の投票	票 内		票 外		票 内		票 外	
	票	票	票	票	票	票	票	
投票総数								
不受理の決定を受けた者								
不受理又は拒否の決定を受けた者								
代領投票の拒否の決定を受けた者								
投票総数								
不受理の決定を受けた者								
不受理又は拒否の決定を受けた者								
代領投票の拒否の決定を受けた者								
(3) 備 考								
8 投票所事務担当者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	内	2 市区町村の職員	何人
				3 その他の者	何人			

我々は、この投票結果が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者 (職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この形式は、投票所における投票の形式である。
  - 指授票区若しくは指授票外投票区である場合は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「向投票区」に記入して記載しなければならない。
  - 選挙人の氏名のみを記載して選挙人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにしなければならない。
  - 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の項目までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
  - 「7 投票の拒否」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の拒否を記載しなければならない。
  - 「7 投票の拒否」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在投票者の総数を記載しなければならない。
  - 「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、在外選挙人の投票者の総数、不在投票者の総数及び在外投票者の総数を記載しなければならない。
  - 「9 在外選挙人について、指授在外選挙票区」の投票所において、投票用紙交付者、決定書又は排他書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代領投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8」欄から「10」欄までは「7」欄の記載方法に準じて、記載しなければならない。
  - 「10」欄の「不在者」欄は、投票用紙交付者、決定書又は排他書により投票をしたこととされた期間又は投票立会人が職務をした場合に、その投票立会人が実際に立ち合った期間を併記しなければならない。
  - 署名をする投票立会人は、投票所の期間において署名しなければならない。
  - 署名をする投票立会人は、投票所の期間において署名されている投票立会人とする。
  - 指授在外選挙区である場合は、「6 投票の状況」欄の「不在投票者」欄及び「6」欄の「不在投票者」欄に記載しなければならない。
  - ただし、職務代理者が自ら当該選挙区に属する選挙人とした場合は、「6」欄の「不在投票者」欄及び「6」欄の「不在投票者」欄に記載しなければならない。
  - 法第53条第1項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
  - 法第53条第2項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
  - この形式に掲げる事項のほか、投票管理書において、投票に關し要と認めらるる事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。



その二  
何年何月何日  
行

何選挙区共同投票所投票線

1	共通投票所開設場所	年月日	場所	事由	由	告示年月日
2	共通投票所の変更	氏名	選任年月日	開票時間	参会時刻	職務を代理した者の氏名等 職務代理(官職)者 氏名 午前何時～ 午後何時
3	投票管理者					午前何時～何時 事由何々 午前何時～何時
4	投票立会人	党 派 氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻	開票の時刻及び理由 午前(後)何時何分 事由何々
1	市区町村の選挙管理委員会 の選任した者			(参会時刻)		
2	投票管理者の選任した者			(参会時刻)		
5	共通投票所開設時刻	午前	何時開始	(参会時刻)		
6	投票箱、投票紙及び選挙人名 簿を開票管理者に送致すべき 投票立会人	党 派	氏 名			
7	投票の状況	(男)	投票者			投票による投票者
		(女)				
1	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)			
2	票を没した者	(氏名)				
3	不在者投票の用紙及び封筒 を返却して投票した者	(氏名)				
4	点字により投票をした者	選 票 人 名	補 名	助 者	氏 名	人
5	代 理 投 票	選 票 人 名	(氏 名)	補 名	(氏 名)	人
6	投票拒否の決定をした者	代理投票者数				
		選挙50条の投票の拒否	選挙人の氏名	拒否の事由	戻投票の有無	
		選挙50条の代理投票の拒否				
8	在外選挙人の投票の状況	(男)				投票による投票者
		(女)				
		(計)				
9	共通投票所事務従事者	備考				
		総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者		何人 何人 何人

我々は、この投票線の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者(職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この様式は、共通投票所における投票線の様式である。
  - 選挙人の氏名のみを記載し、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
  - 「開票時間」欄には、投票管理者を交付することとしている場合において選任の際に記された時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が受け付けた場面に於いて、職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者が事故があり、若しくはこのほかの者が受け付けた場合において、職務代理者が職務を行ったときは、「職務代理選挙」の旨を記載し、その理由を記載し、投票管理者及び選挙立会人との連絡方法(電話番号)を記載し、署名する。このほか、投票立会人が立会人となることと選任の理由を記載し、署名する。
  - 「7」投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況に記載しなければならぬ。
  - 「8」在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況に記載しなければならぬ。
  - 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返却して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返却して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8」在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「[16]」欄から「[6]」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならぬ。
  - 投票立会人を交付した場合には、引続き投票の準備を添付すること。
  - 投票管理者又は投票立会人を交付した場合には、引続き投票の準備を添付すること。
  - 選挙50条ただし書に規定するときは、16「投票箱、投票紙及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票紙を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
  - この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その備考17に準ずる。

その二  
何年何月何日  
行

何選挙区共同投票所投票線

1	共通投票所開設場所	年月日	場所	事由	由	告示年月日
2	共通投票所の変更	氏名	選任年月日	開票時間	参会時刻	職務を代理した者の氏名等 職務代理(官職)者 氏名 午前何時～ 午後何時
3	投票立会人	党 派 氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻	開票の時刻及び理由 午前(後)何時何分 事由何々 午前何時～ 午後何時
1	市区町村の選挙管理委員会 の選任した者			(参会時刻)		
2	投票管理者の選任した者			(参会時刻)		
4	共通投票所開設時刻	午前	何時開始	(参会時刻)		
5	投票箱、投票紙及び選挙人名 簿を開票管理者に送致す 投票立会人	党 派	氏 名			
6	投票の状況	(男)	投票者			投票による投票者
		(女)				
1	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)			
2	票を没した者	(氏名)				
3	不在者投票の用紙及び封筒 を返却して投票した者	(氏名)				
4	点字により投票をした者	選 票 人 名	補 名	助 者	氏 名	人
5	代 理 投 票	選 票 人 名	(氏 名)	補 名	(氏 名)	人
6	投票拒否の決定をした者	代理投票者数				
		選挙50条の投票の拒否	選挙人の氏名	拒否の事由	戻投票の有無	
		選挙50条の代理投票の拒否				
7	在外選挙人の投票の状況	(男)				投票による投票者
		(女)				
		(計)				
8	共通投票所事務従事者	備考				
		総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者		何人 何人 何人

我々は、この投票線の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者(職) 氏 名  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

- 備考
- この様式は、共通投票所における投票線の様式である。
  - 選挙人の氏名のみを記載し、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交付することとしている場合において選任の際に記された時間又は投票立会人が事故があり、若しくはこのほかの者が受け付けた場面に於いて、職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び選挙立会人との連絡方法(電話番号)を記載し、署名する。このほか、投票立会人が立会人となることと選任の理由を記載し、署名する。
  - 「7」投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況に記載しなければならぬ。
  - 「8」在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況に記載しなければならぬ。
  - 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返却して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返却して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7」在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「[16]」欄から「[6]」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならぬ。
  - 投票立会人を交付した場合には、引続き投票の準備を添付すること。
  - 投票管理者又は投票立会人を交付した場合には、引続き投票の準備を添付すること。
  - 選挙50条ただし書に規定するときは、16「投票箱、投票紙及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票紙を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
  - この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その備考16に準ずる。

その三  
何年何月何日

何 選 挙 期 日 前 投 票 所 投 票 録

1	期日前投票年月日	何年何月何日	何市(区) 何町(村)役場 (何の場所)
2	期日前投票所設置の状況	何年何月何日から何年何月何日まで	
3	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日	何市(区) 何町(村) 何番地
4	投票管理者	氏名	氏名
5	投票立会人	氏名	氏名
6	投票の状況	投票の状況	投票の状況
7	投票拒否の決定をした者	投票拒否の決定をした者	投票拒否の決定をした者
8	期日前投票所事務従事者	総数	何人

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票管理者(職) 氏名  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

備考  
1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。  
2 選挙人の氏名のみを記載することは困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。  
3 「職務別」欄には、投票管理者を交差することとしている場合において特定の職務を行うこととされた町民又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が職務に関係した町民を記載すること。  
4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務に投票管理者が職務を行ったとき、投票管理者及び職務代理者の氏名を記載すること。若しくはこれらの者が欠けた場合において職務に投票管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務期間及び代理等することとなつた事由を記入すること。  
5 「立会時間」欄には、投票立会人を交差することとしている場合において選挙の期立を含むこととされた時間又は投票立会人が組織をした場合にその選挙立会人が組織に立ち会つた時間を記載すること。  
6 「7」在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況に記載しなければならない。  
7 「在外選挙人」の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況に記載しなければならない。  
8 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所において、投票用紙交付者、決定書又は封筒等に署名した者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点検により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7」在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。  
9 投票管理者又は投票立会人及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
11 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認められる事項の記載については、その一備考16に準ずる。

その三  
何年何月何日

何 選 挙 期 日 前 投 票 所 投 票 録

1	期日前投票年月日	何年何月何日	何市(区) 何町(村)役場 (何の場所)
2	期日前投票所設置の状況	何年何月何日から何年何月何日まで	
3	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日	何市(区) 何町(村) 何番地
4	投票管理者	氏名	氏名
5	投票の状況	投票の状況	投票の状況
6	投票拒否の決定をした者	投票拒否の決定をした者	投票拒否の決定をした者
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票管理者(職) 氏名  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

備考  
1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。  
2 選挙人の氏名のみを記載することは困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。  
3 「職務別」欄には、投票管理者を交差することとしている場合において特定の職務を行うこととされた町民又は投票立会人が組織をした場合にその選挙立会人が組織に立ち会つた時間を記載すること。  
4 「7」投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況に記載しなければならない。  
5 「在外選挙人」の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況に記載しなければならない。  
6 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所において、投票用紙交付者、決定書又は封筒等に署名した者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点検により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7」在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「5(1)」欄から「5(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。  
7 投票管理者又は投票立会人及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
8 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認められる事項の記載については、その一備考16に準ずる。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。



その二  
何年何月何日  
何

何選挙共同投票所投票記録

共通投票所開票場所	年	月	日	場	所	事由	告示	年月日
1 共通投票所の変更								
2 投票管理者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
3 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	職務の時刻及び理由			
4 投票拒否の決定をした者	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	職務の時刻及び理由			
5 投票管理者の選任した者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
6 投票の記録式投票機を用いて投票をした者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
7 投票の状況	(男)							
	(女)							
	(計)							
8 共通投票所の開票								

備考  
1 この様式は、共通投票所における投票機の稼働である。  
2 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合には、住所等を記載して確認することができることとする。  
3 「開票時間」欄には、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
4 投票管理者の氏名は、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
5 「開票時間」欄には、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
6 投票管理者が投票機を稼働させた場合は、投票機を稼働させた時刻を記載することとする。  
7 署名を付した投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の開票時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
8 法律 3条の2の規定により職務代理者である投票立会人は、その自己及び法律 12条の規定により署名を付した選挙人の氏名等  
9 公職選挙法第 48条の規定により選挙立会人として選任されている場合には、16 投票機、投票の記録式投票機、投票の記録式投票機及び投票の記録式投票機を稼働させた時刻を記載することとする。  
10 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認められる事項を記載については、その備考 13 に準ずる。

その二  
何年何月何日  
何

何選挙共同投票所投票記録

共通投票所開票場所	年	月	日	場	所	事由	告示	年月日
1 共通投票所の変更								
2 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	職務の時刻及び理由			
3 投票管理者の選任した者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
4 投票の記録式投票機を用いて投票をした者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
5 投票の状況	(男)							
	(女)							
	(計)							
6 投票の状況	投票者							
	(男)							
	(女)							
	(計)							
7 投票の状況	投票者							
	(男)							
	(女)							
	(計)							
8 共通投票所の開票								

備考  
1 この様式は、共通投票所における投票機の稼働である。  
2 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合には、住所等を記載して確認することができることとする。  
3 「開票時間」欄には、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
4 投票管理者の氏名は、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
5 「開票時間」欄には、投票管理者が投票機を稼働させることとなる場合における開票時刻を記載することとする。  
6 投票管理者が投票機を稼働させた場合は、投票機を稼働させた時刻を記載することとする。  
7 署名を付した投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の開票時刻において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。  
8 法律 3条の2の規定により職務代理者である投票立会人は、その自己及び法律 12条の規定により署名を付した選挙人の氏名等  
9 公職選挙法第 48条の規定により選挙立会人として選任されている場合には、16 投票機、投票の記録式投票機、投票の記録式投票機及び投票の記録式投票機を稼働させた時刻を記載することとする。  
10 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認められる事項を記載については、その備考 11 に準ずる。



## 附 則

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。